

# 「伏見宮記録文書」の成立

相 曾 貴 志

はじめに

「伏見宮記録文書」(函架番号二五六―四〇)は、「宮家の命によって家従の浦野直輝が宮家蔵の古記録・古文書を書写し」たもので、「同書は明治十九年、数点を除いてもう一部謄写され、東大史料編纂所に架蔵され」、その後、これらの原本である伏見宮家の蔵書類は、「伏見宮記録文書」に収められなかったものも含め、昭和二十五年(一九五〇)前後に宮内庁書陵部に移管された(飯倉晴武執筆「伏見宮記録文書」(『国史大辞典』)。さらに飯倉は「伏見宮記録文書目録」において、蔵書類は元・亨・利・貞の四つに分類されており、元は宸翰類、亨は宮家歴世の御筆類、利は臣下の著作・記録・作品類、貞は他の宮家・著名人の筆跡・作品類であるとする。伏見宮の蔵書類は書陵部に移管後、整理の過程で筆跡調査などにより、筆者に誤りがあるものや統合され書名が変更されるなど、「伏見宮記録文書目録」に見える書名を書陵部の蔵書中から検索することが難しくなっていることから、これらの対照表を作成した。また「伏見宮本は書陵部に引継がれる時、元亨利はそ

れぞれ大きな長持ちに、貞はやや大きめの手文庫に入れられていた」という移管当時の保管形態についても言及するなど、整理を担当した当事者としての貴重な記述も見られ興味深い<sup>(1)</sup>。

「伏見宮記録文書」は古文書・古典籍を書写したものを編綴した書写本(八七冊。以下、書写本と称する)と目録である「伏見宮記録文書目録」(一冊。以下、文書目録と称する)からなる。これらの装丁はいずれも縹色の布目紙表紙袋綴じに題簽を持つ。書写本には題簽が二枚貼られている。一枚には例えば「伏見宮文書記録廿二」と書名と数字が付けられているが、「廿二」は「伏見宮記録文書」の通し番号で書写本の最終の「八十七」までふられており、もう一枚は所収する古文書・古典籍の書名等が記入されている。文書目録は題簽は一枚で「伏見宮記録文書目録」となっている。

書写本は各冊に「図書寮編修課」の印が捺されているとともに、古典籍・文書毎に書写奥書が見えているものが多く、それらにより原本より書写された時期が分かる(別表参照)。

文書目録には一部戦後に補充した部分があるものの、宮内省一三行罫紙が用いられている。なお書写本に見られたような「図書寮編修課」の印は捺さ



(別表)「伏見宮記録文書」書写奥書一覽

Table with columns: 簿冊名, 書名, 書写者, 書写年月日. Lists various manuscript entries such as '聖武天皇宸翰', '後醍醐天皇宸翰', etc., with their respective authors and dates.

Table with columns: 伏見宮記録文書, 書名, 書写者, 書写年月日. Lists manuscript entries such as '後崇光院宸筆源氏物語の事他', '後崇光院宸筆牛膝詞他', etc., with their respective authors and dates.

れていない。一三行罫紙は明治八年（一八七五）四月八日より使用されるようになったので、文書目録は少なくとも明治八年四月以降に作成されたものである。別表の書写奥書より、原本からの書写は明治六年六月から明治八年十二月まで行われていることから、この目録が書写にあわせて伏見宮家で作成されたものだとしたら、書写が終わる頃に作成されたと考えざるを得ない。しかし文書目録には、明治三年に太政官に献納された「看聞日記」や、明治五年に「延喜帝宸翰」と「道風朝臣真蹟」が邦家親王と貞愛親王の「上東」の際にそれぞれ献上された旨が見えるなど、内容から成立年代を特定することは困難である。そもそも宮家で作成した文書は宮家の名前の入った罫紙を使うのが原則であったとみられ、宮内省罫紙が使用されることは特別な場合を除いて考えにくい。こうしたことから文書目録は伏見宮家で作成されたオリジナルのものではなく、むしろ宮内省のいずれかの部局で作成されたものとしたほうが自然である。

これまで紹介した飯倉による「伏見宮記録文書」の説明は簡潔にして要領を得たものであるが、例えば飯倉Bは辞典の項目という文字数の制約があるためか、「伏見宮記録文書目録」がオリジナルか否かという問題を含めいくつか疑問点が見られることも確かである。あわせて東京大学史料編纂所で蔵されている「伏見宮御記録」と当部図書寮文庫蔵の「伏見宮記録文書」と書名が異なっている点も考えていかななくてはならない問題である。

本稿ではそうした疑問に答えるべく、当部に蔵されている「伏見宮記録文書」がどういう経緯で成立したかについて考えていくこととしたい。

## 一 伏見宮における蔵書整理と複本の作成

伏見宮家では明治三年十一月に太政官から「後崇光院貞成親王御日記二十卷」の差し出しを求められ、これに対して「看聞日記」「四十一卷」を差し出す旨を回答し、「看聞日記」は太政官に献上された（「太政類典」第一編（慶応三年〜明治四年）第四二卷、明治三年十一月後崇光院貞成親王着聞記進達（国立公文書館蔵））。その後、明治六年四月に正式に太政官への献上の手続きが取られた。しかしこの直後の明治六年五月五日に皇居が火災に遭い、太政官や宮内省も炎上した<sup>(3)</sup>。これに呼応するように伏見宮家では不測の事態による原本消失に備え、複本の作成を願い出たが、この時は宮家に原本は渡らなかつたようで、結局、謄写本は太政官にて作成され、明治七年八月十日に同家へ下賜されたことが『明治天皇紀』同日条に見えている<sup>(4)</sup>。

皇居の火災により多量の公文書類も焼失したが、これを契機に公文書類の記録を整備しようとする動きが活発化して、「太政類典」や「式部寮記録」の編纂が進められた<sup>(5)</sup>。「看聞日記」の献上及び複本作成願の経緯から推測すれば、伏見宮家においても同家で所蔵する蔵書類について、太政官と同様な危機感が生じていたとしても不思議ではない。実際に書写本に見える書写奥書が一番最初が明治六年六月二十日であり、そこから精力的に書写が行われていることから、この書写事業が「看聞日記」の献上と皇居の火災が大きな契機であったことは間違いないところであろう。

まず「伏見宮記録文書」のうち、文書目録から見えていくこととしたい。文書目録は先にも指摘したように宮内省一三行罫紙が用いられているが、試み

に冒頭の半丁分を書き抜いてみると、

元第一<sup>(朱筆)</sup>

聖武天皇宸筆

一枚

経文ノ切レ

後醍醐天皇宸筆

御文 東使昨日参仕申候由承候云々

一通

後小松院天皇宸筆

御文

十一通

貴翰之旨委細承候畢喜居候

応永廿三年九月廿四日

まことにこのたひの大き

同卅二年四月廿九日

御さらしのみやう

同廿四年十二月十一日

ふしみの御りやう六条殿

同廿六年十月九日

室町の院御ゆひりやうのうち

同卅二年四月廿五日

御経二巻はやくとまゐり候ぬる

同卅二年四月十九日

度々預恩問候之処兎角懈怠して

文よろこひ思ひまゐらせられり

とある。「元第一」はこの時期に整理された際に分類された元・亨・利・貞のうちの「元」にあたるものであり、その一番目のグループということになる。ここで引用したもののように、文書類で書名がついていないものは、文書の書き出し部分を引用するような形態になっており、他の文書との差異が分かるような工夫がほどこされている。

「元第一」の欄外頭書に「第一冊」とあるが、これは後筆と見られ、現在の書写本の冊番号と一致する。しかし文書目録には八七冊の写本に含まれて

いない古典籍・古文書類も収められている。それが飯倉Aの三八頁に「78」とある「水左記」以降のもので、文書目録ではそうした表記は鉛筆で「伏利七十八」とあるが、これも後から補われたものである。文書目録はこの部分で丁がかわっており、冒頭に朱筆で「利」とあり、それに続いて、「水左記」以下が見えており、貞の部分まで続いている。もし文書目録が書写本の目録であったならば、「水左記」以下のリストは必要ないはずである。さらに「水左記」以下の部分に関しては、「利」「貞」のみで整理番号を付していないことから（伏「利七十八」のように後筆の鉛筆による仮番号が付されている）、書写した部分とそうでない部分が明確に分けられていることが分かる。<sup>6)</sup>

このように文書目録は伏見宮家で書写された古文書・古典籍の目録として作成されたのではなく、「看聞日記」献上以前の明治初年における伏見宮の蔵書の目録とみられることから、本来的には書写された複本と文書目録がセットであったとは考えにくいのである。

一方、書写本に見える書写奥書について見ると、一番最初の日付は明治六年（一八七三）六月二十日で、最後は同八年十二月五日となっている。書写者として見えるのは伏見宮家家令山中献、同家家扶津田宗元、同家家従浦野直輝、北白川家家扶富井政恒の四人であるが、このうち山中は明治六年六月のみ、津田は同年六月から八月、富井は同年六月から九月といずれも短期間で、その他の大部分の書写を行ったのは浦野直輝であった。浦野は明治四年二月に伏見宮家家従となり、明治九年一月に同職を免ぜられていることが分かる程度で、<sup>7)</sup>その他の詳しい履歴についてはよく分からない。またその後の浦野の書写奥書の日付を見ていくと、明治六年は相当なハイペースで書

写が行われていたことが分かる。その後、七年に入りややペースが落ちるものの五月からまた連日のように書写が行われている。八年になると五月から九月くらいまでの日付が見えるが、十月はなく、再び十一月の日付が見え、最後が十二月五日となっている。彼は最後の書写奥書の明治八年十二月五日の一月後の明治九年一月七日に伏見宮家家を免ぜられているので、家従として勤務した五年間のうち半分以上が伏見宮家の蔵書類の書写に充てられたことになる。

書写の順番に関して、必ずしも元・亨・利の分類記号の順に書写されておらず、これらの書写の順番には規則性はない。簿冊毎にはほぼ順番を追って行われている場合が多いが、同一簿冊でも書写時期が離れているものも散見できる。<sup>(8)</sup>

書写は明治八年十二月で終わるが、その直前に興味深い書写奥書が見えている。それは書写本八一の「改元記 寛永」（明治八年十一月一日）、「改元記 正保」（同十五日）、「改元記 承応」（同十六日）、同八四の「逍遙公答問」（同十八日）、同八七の「謚号纂」（同十七日）であり（括弧内は書写奥書の日付）、これらの奥書には「於習志野傍」と書写した場所が明記されている。『明治天皇紀』によればこの年の十月中旬より千葉県下習志野原・志津原方面にて近衛・東京鎮台・教導団の諸隊及び士官学校・戸山学校生徒による演習が行われており、十一月十八日には熾仁親王が代覧に向かわれている<sup>(9)</sup>。浦野も「於習志野傍」とあることから、この演習に係り同地へ出張したのではないかと推測されるが、出先に原本を持ち出して書写を行うことは大変珍しく、他の書写本にはこうした書写場所を記した奥書は見えていない。また明治八年十一月一日から十八日という日付は、最後の書写奥書であ

る明治八年十二月六日、十一月二十六日（いずれも書写本八四）に次ぐ新しいものである。試みにこれら明治八年十一月から十二月の奥書を持つ書写本八四から八七の書写年次を見てみると、明治八年一月のものがひとつあるのみでその他はすべて明治六年から七年にかけてであり、早い時期に書写が行われている。このことから書写事業の最初期に少なくとも書写本八七までは書写することが決まっていたことがうかがえるのである。そして出先に原本を持ち出した理由としては、十一月半ばの段階で書写事業の終了が分かっていたために、それに間に合わせるためと考えられるのではなからうか。

伏見宮家では「看聞日記」の献上と皇居の火災を契機として、蔵書類の複本を作成する事業が始められた。それは同家家従の浦野直輝を中心とするもので、書写本八七までの分を作成する計画で明治八年十二月まで続けられ、同事業の終焉に伴い翌明治九年一月に浦野は家従を免ぜられた。一方、文書目録は明治三年献上の「看聞日記」を含んでいるから、少なくとも「看聞日記」が献上される以前の段階の伏見宮家の蔵書目録とみられ、「水左記」他書写されなかったものも多く載せているので、書写事業の副産物ではなく、あくまで伏見宮家の蔵書目録として独立した存在と位置づけられるのである。

## 二 伏見宮家における複本の貸し出しとその書写

こうして伏見宮家の古典籍・古文書類は全部ではないが複本が作成されたが、これらの複本はどういう形で活用されたのであろうか。

時期がはっきりしているものとしては臨時修史局への貸し出しとその書写である。太政官では六国史、「大日本史」に続く南北朝以降の編年史の編纂

事業を進めてきたが、明治十九年一月九日に太政官制度の廃止と内閣制度の発足に伴い、内閣に臨時修史局が設置された。その後、臨時修史局の事業は帝国大学臨時編年史料編纂掛、文科大学史誌編纂掛、文科大学史料編纂掛へと受け継がれた。<sup>(10)</sup>

東京大学史料編纂所では「伏見宮御記録(元)」(三〇冊、請求番号二〇〇一一一)、「伏見宮御記録(利)」(四五冊、請求番号二〇〇一一三)及び「伏見宮御記録目録」(二冊、請求番号RS四一〇一一二六)の書名で蔵されているが(これらを以下、史料編纂所本と称する)、これらが飯倉Bで「同書は明治十九年、数点を除いてもう一部謄写され」たものである。「伏見宮御記録目録」に「明治十九年五月伏見宮蔵書ヲ写」、「伏見宮御記録(亨)」の一二、一四に明治十九年四月の書写奥書がそれぞれ見えるが、これらが飯倉Bにおける書写時期の根拠と思われる。また太政官修史局の日記の明治二十一年十二月六日条に「伏見宮へ兼テ借用ノ書類一箱返却、右証書返付アリ」(「修史局日記」(東京大学史料編纂所蔵、請求番号〇一七〇一一五))とあることから、これらは明治二十一年十二月まで臨時修史局で借用されていたことが分かる。以上より、明治十九年頃から同二十一年十二月までの間にこれらは書写されたとみられる。

史料編纂所本は飯倉Bによれば「一部を謄写」とあり、全部を書写していない点が残念であるが、その理由は「伏見宮御記録目録」に見える注記から推測することができる。例えば「行成卿記」の場合、史料編纂所本では四冊からなるが(請求番号二〇〇一一三一一四)、その内訳は第一冊が長徳四年正月から二月、七月から十二月、第二冊が長保元年七月から十二月、第

三冊が長保五年正月から十二月、第四冊が寛弘八年九月から十二月であり、「伏見宮御記録目録」には書写した旨、欄外に「写済」の印が捺されている。それ以外の年次は「書籍本権記ト同書」という注記がある。「書籍本」というのは、昌平坂学問所と和学講談所の旧蔵書を中心として設けられた書籍館の蔵書のこととみられる。<sup>(11)</sup>臨時修史局では「行成卿記」の他の部分は「書籍」館本を利用し、それらに収められていない年次について、伏見宮家の蔵書で補ったのであろう。「伏見宮御記録目録」には同様に「閣本」「局本」「類従本」に見える旨の注記が見えており、それらにも「写済」の印が捺されていない。おそらく「閣本」以下も「書籍本」と同様に「閣本」以下が主に利用され、それらでまかなえない年次分を伏見宮家の複本から書写したと考えられる。このように臨時修史局における書写は伏見宮家の複本の悉皆蒐集が目的ではなく、あくまで南北朝以降の編年史編纂のための史料蒐集のなかで、手に入りにくい史料を補う意味で書写されたものであったのである。

一方、「伏見宮御記録目録」は当部に蔵されている「伏見宮御記録文書目録」とほぼ同じで、文書類に関してはその書き出しを引用している。また表紙題簽に「伏見宮御記録目録」とあるものの「宮」と「記」の間に挿入のための朱点を入れ、脇に朱筆で「御」の字を書き足している。これは他の「伏見宮御記録」に関しても同様であり、単なる書写のミスとは考えにくいことを指摘しておく。

次に伏見宮家の史料を多く書写していることが確認できるのが『古事類苑』の編纂事業における写本の蒐集である。

『古事類苑』の編纂作業は明治十二年に文部省ではじめられ、その後、一時東京学士会院を経て、明治二十三年に皇典講究所に、最終的に明治二十八

年に神宮司庁と受け継がれ、明治四十年に編纂事業が終了した。<sup>(12)</sup> こうした経緯からこれら編纂関係の史料は、現在、神宮文庫に収められている。

ここで『古事類苑』編纂に際して用いられたとみられる古典籍・文書類や「伏見宮記録目録」(五門―一六二六)等を見てみると、いずれも「古事類苑編纂事務所」印が捺されている。古事類苑編纂事務所は明治二十八年四月一日に神宮司庁内に設けられた部局で、ここで最終的に『古事類苑』が完成するまで編纂が行われた。

今回確認できたのは、「権記」四冊(五門―一三八八)、「重憲記」一冊(五門―一四〇〇)、「花園院天皇宸記」一冊(五門―一四九二)、「光厳院御記」一冊(五門―一五一九)、「伏見院御記」二冊(五門―二一四六)、「貞敦親王御記」二冊(五門―一五六三)、「後崇光院御記」四冊(五門―一五二三)、「伏見宮所蔵宸翰類」八冊(五門―一六二七)、「看聞日記」四三冊(五門―一五三二)である(これらを神宮文庫本と称する)。これらには「伏見宮御記録」や「伏見宮文書記録」といった複本群の名称ではなく、「権記」「重憲記」といった史料名等、それぞれ個別の書名が付されている点の特徴で、「花園院天皇宸記」以外は同じ茶色表紙袋綴であり、いずれも書写本同様に浦野をはじめとする伏見宮家関係者による書写奥書を持っている。

「権記」(書写本では「行成卿記」)は史料編纂所本とは異なり、全冊が書写されている。「重憲記」も同様に全冊が書写されている。「花園院天皇宸記」も全年次書写しているが、書写本では七冊であるのに対し、一一分冊となっている。ただし一一冊目は「誠太子書」「学道之御記」であるので、御日記の部分は一〇冊からなる。この一〇冊という分冊は文書目録による本来のくくり(元一〇から一九)と同じである(書写本は書写本一三に元一三、

元一四を、書写本一五に元一六から元一八を統合してある。ただし神宮文庫本はどういうわけか一〇冊目に一番古い年次が入り込んでおり、その次の年次で一冊目に戻るような冊割になっている)。なお「花園院天皇宸記」は他と異なる表紙がつけられており、このうち一一冊目が書写本九の「誠太子書」「学道之御記」であるが、これらは「伏見宮所蔵宸翰類」でも書写されていることから、「伏見宮所蔵宸翰類」を含む同じ表紙の他の本とは別の機会に書写されたものとみられる。「光厳院御記」については別稿で詳しくふれたので繰り返さないが、<sup>(13)</sup>これは「花園院天皇宸記」の誤りである。現在の文書目録や書写本はともに訂正されているが、こうした訂正が世に出るのは昭和に入ってからで、明治期には一般に流布していない情報であった。したがって神宮文庫本も当然「光厳院御記」として書写されたもので、『古事類苑』にそのまま引用されており、<sup>(14)</sup>この写本が実際に編纂に利用されたことが確認できる。

次に部分的だったり、やや複雑な書写をされたものについて見ていきたい。「伏見院御記」も書写本では四から六までの三冊からなるが、神宮文庫本では五と六の二冊分を書写している。「貞敦親王御記」は上下二冊からなるが、書写本二七のなかの「邦輔親王御誕生記」他を上、「御文」他「御懺法記」「御筆御消息之写」を下として書写しており、書写本二七全部を書写しているわけではない。「後崇光院御記」は四冊からなるが、第一冊目は書写本二三、第二冊目は書写本二二、第三冊目は書写本一九、第四冊目は書写本二〇にあたり、書写本二一の「御香事抜書」や書写本二四の和歌類は含まれていない。書名の「後崇光院御記」は御日記ではなく、書写本に見られる「後崇光院宸筆」という意とみられる。「伏見宮所蔵宸翰類」は八冊からなるが、



これは書写本の各所から必要な文書類を集めたものである。第一冊目は書写本一、第二冊目は書写本二、第三冊目は書写本三、第四冊目は書写本七、第五冊目は書写本八、第六冊目は書写本四所収「靈元天皇桜町天皇御添翰」と書写本九、第七冊目は書写本一八、第八冊目は書写本二五からなる。なお、先に指摘したが、第六冊目の書写本九は別に「花園院天皇宸記」一一冊目でも書写されている。このように「伏見宮所蔵宸翰類」はいかなる基準かは判然としないが、広い範囲から選ばれていることが分かる。

「看聞日記」は他の写本と同じ表紙であることから、同じく伏見宮家の蔵書から書写されたことが考えられる。もしそうだとしたらそれは当時伏見宮家で蔵していた「看聞日記」の「謄写本」であった可能性が高い。

以上、今回確認できた複本の写本は、「看聞日記」を除いても、三三冊に及ぶ。このように大部な書写がいつ行われたか分からない<sup>15)</sup>。また史料編纂所本と神宮文庫本の「権記」を比べてみると、史料編纂所本では部分的な書写であるのに対し、神宮文庫本は全冊が書写されていることから、神宮文庫本が史料編纂所本から書写されたものではないことは分かる。やはりこれだけの大規模な書写は伏見宮家の複本から直接行われたと考えるべきであろう。

ここで神宮文庫本の「伏見宮記録目録」(五門―一六二六)の書名に注目したい。史料編纂所本は「御」の字を挿入したような形跡が見られることを指摘したが、この神宮文庫本では「御」が入っていないのである。このことはやはりオリジナルのものは「伏見宮記録目録」という名称であり、書写された史料編纂所の複本類も本来は「伏見宮記録」であったことをうかがわせる<sup>16)</sup>。「伏見宮記録目録」は当部蔵の文書目録や史料編纂所本「伏見宮御記録目録」同様に、文書類の書き出しを引用して記した詳細なもので、『古事類

苑』の編纂ではこれらをもとに書写する複本類を選定して書写したのである。いずれにしても伏見宮家で作成された目録の名称は「伏見宮記録目録」がオリジナルであり、同様に複本もまた「伏見宮記録」と称されていた可能性が十分に考えられるのである。

この他に伏見宮家で作成された複本を書写したものととしては、当部図書寮文庫蔵の柳原家旧蔵本の「花園院御記」一二冊(函架番号柳―一〇五四)と「光厳院御記」一冊(函架番号柳―一〇四九)があげられる。前者のうち一冊は元一〇から元一九の「花園院天皇宸記」と元九の「諧太子書」他であるが、あと一冊は文書目録に見える元二八に続く番号なしの「花園院天皇宸記」が該当するとみられるが、この部分の書写本は存していない。後者は書写本一七と同じ書写奥書を持つ写本である。柳原家旧蔵本に関しては「光厳院御記」の書写者の名前のみ分かるものの、書写時期等は分からない<sup>17)</sup>。以上のような伏見宮家の複本を書写した本の存在は、明治期の歴史編纂において、伏見宮家の蔵書が活用され、それぞれの事業に大きな成果を与えたことを物語っている。

### 三 「伏見宮御記録」の書写と「伏見宮記録文書」の編修

前節では伏見宮家で作成された複本が臨時修史局や『古事類苑』の編纂に際して借用、書写が行われたことを明らかにしたが、いずれも「伏見宮(御)記録」という書名であった可能性が高く、図書寮文庫蔵の「伏見宮記録文書」と書名が異なっていた。本節では伏見宮家で作成された複本と「伏見宮記録文書」の関係について考えていくこととしたい。

ここで手がかりになるのは図書寮文庫の「伏見宮記録文書」と史料編纂所本・神宮文庫本の書写奥書に差異が見られる簿冊が存していることである。それは書写本二二に所収されている「詩御会懐紙（応永十七年）」で、書写奥書には、

右

後崇光院太上天皇宸翰 伏見宮秘藏也、

奉 令旨謹複写之、

とあり、書写者と書写年月日が書かれていない。これに対して、史料編纂所本では（「伏見宮御記録」元廿五（二〇〇一―二一―二二））、

右

後崇光院太上天皇宸翰<sup>翰</sup> 伏見院秘藏也、

奉 令旨謹複写之、

明治六年七月廿三日 同宮家扶津田宗元

とあり、同様に神宮文庫本にも、

右

後崇光院太上天皇宸翰 伏見院秘藏也、

奉 令旨謹複写之、

明治六年七月廿三日 同宮家扶津田宗元

とある（「後崇光院御記」二（五門―一五二三））。史料編纂所本と神宮文庫本は、先に指摘したように親子の關係ではないので、ここに見える書写者と書写年月日はそれぞれ親本から書写されたものとみてよい。

このように書写本には史料編纂所本他に見られる部分が存していない例が指摘できることから、伏見宮家で作成された「伏見宮御記録」そのものでは

なく、書写された可能性が考えられるのである。

それではこれら書写本が書写されたものだとしたら、いつ書写されたのであろうか。伏見宮家の蔵書の図書寮の借用については別稿で詳しく述べたが、それには勢多章甫（一八三〇―九四）が大きな役割を果たしていた。勢多は地下出身の明法家で、孝明天皇に仕えた経歴を持ち、明治に入り宮内省に出仕し、明治二十二年頃から亡くなるまで孝明天皇の御伝記である『先朝紀略』を編纂した人物であるが、伏見宮家の蔵書類は『先朝紀略』の参考になるものは少ないと思われるので、おそらく「御系譜并二帝室一切ノ記録」<sup>19</sup>に関する史料を調査していたと推測される。

まず明治二十二年五月二十二日に勢多の希望により伏見宮家から「書籍目録」を借用した<sup>20</sup>。これがおそらく「伏見宮記録文書目録」の親本にあたる「伏見宮御記録目録」で、この機に書写が行われたのではあるまいか。勢多のものとみられる花押と「明治二十二年六月十日以伏見宮御本写之」とする奥書をもつ「伏見宮御記録目録」を宮内公文書館では蔵しているが（識別番号七〇二八八）、これは同じ時に勢多によって書写されたものであろう<sup>21</sup>。

勢多は明治二十二年六月二十八日に「光嚴院天皇宸記」、「花園院天皇宸記」（元応二年、正中元年、元徳元年）、「本朝世紀」（第五、第八）、「行成卿記」（長徳四年）、「記者不分明保元三年記」、「水左記」、「山槐記」（治承二年六月から九月）、「経俊卿記」（嘉禎四年、暦仁元年）の借用希望を図書寮に出しているが、これらは借りることができなかったようである。八月九日に「愚記」、「御元服ノ記」、「御移徙ノ記」、「院崩御ノ記」の借用申請が図書寮から伏見宮家に出され、伏見宮より「愚記」、「移徙雑志」は貸し出しできる旨返事があったようで、八月二十三日に改めて借用が申請された。九月七日

に勢多より凶書寮へ「伏見院天皇宸記」、「光厳院天皇宸記」、「花園院天皇宸記」(元応二年、正中二年、元徳元年)、「野府記」(永延二年、正暦四年、長徳二年、同三年、長保三年、万寿二年、長元二年)、「権記」(長徳四年)について、「帝国大学江伏見宮御本ヲ以テ新写セシヲ借用致度」きとの希望が出されたが、これは当時帝国大学に蔵されていた「伏見宮御記録」のこととみられる。帝国大学から「伏見院天皇宸記」、「花園院天皇宸記」のうち元応二年記、「野府記」のうち永延二年、正暦四年、長徳二年・同三年、万寿二年、長元二年の各年記の他は所蔵していない旨の返事をもらっている。

さらに九月十五日には勢多より、「平戸記」、「黄葉記」、「経俊卿記」、「御産部類」、「御元服部類」、「仙洞御移徙部類(白河・後白河)」、「御落飾記」、「崩御記」、「経俊卿記」の借用希望が出されているが、凶書寮の借用申請が見当たらないので、この借用が実際に行われたのかどうかは判然としない。ここでこの勢多の借用希望書目に注目してみると、例えば「平戸記」、「黄葉記」の場合、「利十二号ヨリ十八号マテ」とある。これは「伏見宮御記録目録」に見えている分類記号(元・亨・利・貞)によっていることから、勢多は書写した目録から書目を選定していたことがうかがえるのである。

この後、勢多による借用希望は見えていないが、十二月五日に凶書寮より伏見宮家扶御中へ以下のような借用証が出されている。

記

- |            |    |
|------------|----|
| 一 光厳院天皇宸記  | 壹冊 |
| 一 改元部類記    | 壹冊 |
| 一 経俊記      | 壹冊 |
| 一 仙洞御移徙部類記 | 壹冊 |

一 守邦王立親王立太子記云々 壹冊

一 後崇光院宸筆 壹冊

一 永承元年東宮後三条尊仁御元服記云々 壹冊

一 嘉応元年後白河院御落飾記云々 壹冊

右暫時借用仕候也

明治廿二年十二月五日 凶書寮 印

伏見宮家扶御中

これによれば「光厳院天皇宸記」以下をそれぞれ「壹冊」ずつ借りたことが分かる。ここで特徴的なのは、「守邦王立親王立太子記云々」のように「云々」とあったり、また借用希望書目の単位が「冊」であることである。

例えば「守邦王立親王立太子記」は現在「守邦王立親王並尊治親王立太子次第」(函架番号伏一六三三)という書名で整理されており、形状は卷子本であり、「冊」で数えられる冊子本ではない。また「云々」とあることは、「守邦王立親王立太子記」単独ではなく、それ以外の本も含まれていることになることから、伏見宮家で作成され複本であったと考えるほうが合理的である。そこで文書目録で確認してみると、これは利四三にあたり、現在の凶書寮文庫本の書写本六八にあたる。同様に「永承元年東宮後三条尊仁御元服記云々」は利四二で書写本六七、「嘉応元年後白河院御落飾記云々」は利五二で書写本七三にあたる。この後、凶書寮からは十二月十九日に「伏見院天皇宸記」、「女院御出家部類」、「後深草院天皇崩御以下記」、「龜山院天皇崩御以下御仏事記」、「行成卿記」を借用し(翌年二月二十八日返却)、ここで一連の伏見宮家の記録類の借用がひと区切りする。

このように勢多の主導により伏見宮家の蔵書が借用されたが、その際にま

ず目録を借り入れ、それに基づいて借用する本の選定が行われた。そしてその際に借用されたものは当初はよく分からないが、最終的には原本ではなく、複本が借用されたことがうかがえた。ただしこの段階で借用した本は一部であり、たとえこの時期に書写が行われていたとしても書写が完了したとはいえない。

その後、東京大学史料編纂所蔵の伏見宮「日記」には伏見宮蔵書借用の記事が見えているが、確認できたのは以下の通りである。<sup>22)</sup>

①明治二十八年十月二十二日条

図書寮ヨリ左記御書類借用申出ニ付同寮へ差廻ス、

看聞御記 全部四十三冊 一筥

②明治二十八年十月三十日条

図書寮御系譜課ヨリ予テ貸渡、

愚記 九冊 返上依テ証書渡ス、

③明治二十八年十一月二十五日

図書寮御系譜課へ当宮御蔵書ノ内左ノ通り貸渡ス、

元ノ内 七冊 利ノ内 式冊

④明治二十八年十二月九日

図書寮ヨリ御蔵書受取来ル、

御記録 元第九

同 元第廿一

同 元第廿六

合三冊

②③には「図書寮御系譜課」で借りた旨が明記されているが、御系譜課は後

の編修課であり、書写本に捺されていた「図書寮編修課」印と符合する。②の「愚記」は「建内記」であり、九冊とあるが、原本は卷子本であるので伏見宮家で作成された複本であることが分かる。③は具体的な書名は分からないが、「元」のうち七冊、「利」のうち二冊とあり、いずれも単位が冊とあるので複本である。④は「元第九」は「野府記」、「元第廿一」は「中右記」、「元第廿六」は「愚記」であり、原本はいずれも卷子本であるので、これも複本である。①の「看聞御記」は原本はこの当時既に献上されていたので、太政官で作成され伏見宮家に下賜された「謄写本」のことであろう。<sup>23)</sup>①④は「図書寮」とあるのみで課名は分からないが、②③が御系譜課であることから、同様に御系譜課と見てよいのではなからうか。このように決して多くないが、この時期に図書寮御系譜課で複本が借り出されている例が確認できるのである。一方、今のところ宮内公文書館で蔵している公文書では、複本が伏見宮家より宮内省に移管したことを確認できない。以上のことより、複本の借用が繰り返されて御系譜課で書写本が書写された可能性が十分に考えられるのである。

「明治四十二年図書録」（識別番号乙二八二）には、

伏見宮家ヨリ借入照会按

伏見宮御記録

一、利御産部類 全部

返却<sup>(朱筆)</sup>

(御産目録已下御産間雑事迄)

一、利建武元年日記 壹冊

返却<sup>(朱筆)</sup>

一、々中宮御産部類 壹冊

返却<sup>(朱筆)</sup>

右ハ貴宮御秘蔵ニ係ル記録出願之由ニ及承候処、当寮編纂事業上参考ノ

為メ必要有之閲覧致度候間、暫時御貸与相成度此段及御依頼候也、

明治四十二年二月廿三日

図書寮

伏見宮別当馬場三郎殿

追而閲覧相済候上ハ直ニ返却スヘク候、可申様可取計候間此段申添候也、

三月二日

とあり、欄外に「編修課」の印と明治「四十二年三月二日借入四十二年三月一五日返却」とあることから、編修課が「編纂上参考ノ為メ」これらの史料を伏見宮家から借用したことが分かる。「御産部類」は注記に「(御産目録已下御産間雑事迄)」とあることから、利七九から利八〇、「建武元年日記」「中宮御産部類」はいずれも利八四であり、書写本がない部分である(ここに掲げた番号は文書目録に見える鉛筆による仮番号)。おそらくこの時点で伏見宮家の複本の書写が終わって編修課の手許に複本から書写された書写本があるので、それらにない部分の調査を行ったのであろう。大正五年に刊行された『帝室和漢図書目録』には「伏見宮記録文書」八八冊が見えることから、明治末年頃までには書写された書写本は整理を終えたものとみられる。

以上、伏見宮家から図書寮への蔵書の借り入れについて見てきた。それによれば明治二十二年五月に勢多章甫が「伏見宮御記録目録」を借用したのを契機に明治二十三年二月まで伏見宮家の蔵書の借用が行われた。その後の図書寮の借用について、宮内省側の記録では確認できないが、伏見宮家の日記によれば、明治二十八年に図書寮御系譜課で相次いで伏見宮家の複本を借用している。おそらくこのような借用を繰り返すことにより、図書寮御系譜課

で現在図書寮文庫で蔵している書写本の書写が行われたとみられるのである。こうした史料蒐集の目的は当時御系譜課で行われていた皇統譜の調製に関係するものであったと思われる<sup>(24)</sup>。その後、これら複本を書写したものは、伏見宮家における複本のくくりとは若干の変更が加えられるなどして、図書寮で新たに編綴されたことから、史料名も「伏見宮記録文書」「伏見宮記録文書目録」と命名され、図書寮の蔵書に加えられ、『帝室和漢図書目録』(大正五年)に登載されたのではあるまいか。

むすび

伏見宮家では明治三年に「看聞日記」を太政官に献上したが、その直後に皇居が火災に遭ったことを契機に、貴重な蔵書の複本を作成することになった。それは火災の直後の明治六年六月からはじめられ、同八年十二月まで行われたが、その書写をほとんど一人で行ったのが、伏見宮家家従浦野直輝である。そして書写された複本群は「伏見宮御記録」と称された。

「伏見宮御記録」は臨時修史局や『古事類苑』の編纂に際して、貸し出されるなどして広く利用され、明治期の歴史編纂事業に大きな役割を果たした。同様に図書寮でもまず勢多章甫により、「伏見宮御記録目録」が書写され、それに基づき伏見宮家の蔵書の借用が行われた。その後、図書寮御系譜課で「伏見宮御記録」を借用して書写が行われ、明治末年までに新たに書写本八七冊と文書目録一冊に編綴し、「伏見宮記録文書」として整理され、図書寮の文庫に加えられたのである。したがって「伏見宮記録文書」は東京大学史料編纂所蔵の「伏見宮御記録」や神宮文庫蔵の古事類苑編纂史料等と兄弟の

関係にあたるということが出来る。このなかで書写年次の明らかなものとしては史料編纂所本が一番古い写本ということとなり、「伏見宮御記録」の原本が確認できない現在では、<sup>(26)</sup>原本に近い状態という意味で貴重な本と位置づけることができよう。一方、「伏見宮記録文書」は合綴の際に編修が加えられている可能性があるものの、史料編纂所本に比して完本に近いということから、複本作成事業の全貌を知ろうとて貴重な本と位置づけられるのである。

注

- (1) 「伏見宮本の変遷―書陵部での整理と書名決定―」(『禁裏・公家文庫研究』三、思文閣出版、二〇〇九年)。本論文を飯倉Aとし、『国史大辞典』の氏の見解を飯倉Bと呼ぶこととする。
- (2) 田口慶吉「近代太政官文書の様式について」(『北の丸』一九、一九八七年)。
- (3) 『明治天皇紀』明治六年五月五日条。
- (4) 『図書寮叢刊看聞日記』七(明治書院、二〇一四年)所収の解題に「看聞日記」の献上の経緯について、史料を交えて詳細に考察している。
- (5) 中野目徹「公文録」と「太政類典」(『近代史料学の射程―明治太政官文書研究序説―』(弘文堂、二〇〇〇年、一九九二年初出)、相曾貴志「式部寮記録」と宮内省式部寮の成立」(『史潮』新六三、二〇〇八年)。
- (6) これら以外にも「看聞日記」、亨の「魚山百首」以下、利の冒頭の「本朝世紀」等、書写本が存しないものもある。
- (7) 「明治九年進退録」四三号伏見宮家従浦野直輝免職ノ件(識別番号二〇八〇八)。明治九年一月七日に伏見宮家から浦野の免職の届け出が宮内卿宛に出され、翌八日にその旨が京都府権知事に通達されている。
- (8) 書写本六七は明治六年九月、同十二月、明治七年一月、書写本七九は明治六年十月、同十一月、明治八年四月、書写本八四は明治六年十月、明治七年十月、明治八年十一月、同十二月の奥書をそれぞれ持つ写本を収めている。

- (9) 『明治天皇紀』明治八年十一月十四日条。
- (10) 『東京大学史料編纂所史料集』一―二・四二頁(東京大学史料編纂所、二〇〇一年)。
- (11) 書籍館の収蔵本は最終的に内閣文庫に収蔵された(『内閣文庫百年史』三―三五頁(国立公文書館、一九八五年))。
- (12) 「古事類苑編纂事歴」(『古事類苑総目録索引』神宮司庁、一九一四年)、熊田淳美「古事類苑」をめぐる政策と経済」(『三天編纂物群書類従古事類苑国書総目録の出版文化史』勉誠出版、二〇〇九年)。
- (13) 「光厳天皇宸記」とされてきた花園天皇宸記」(『日本歴史』七九九、二〇一四年)。以下、当該論文を指す場合には別稿と称することとする。
- (14) 『古事類苑』歳時部一六、灌仏。
- (15) いずれも「古事類苑編纂事務所」の印が捺されているが、神宮司庁に事業が移管される前に書写されたものに、移管後に古事類苑編纂事務所でそれらを整理した際に印が捺された可能性も考えられるので、印の存在から書写時期を特定することは難しい。
- (16) 私はもともと「伏見宮記録」だったものを書写した際に宮家の本であるという点で「御」字を挿入したのではないかと考えている。ただし本稿では、便宜的にオリジナルの複本類やその目録を「伏見宮御記録」「伏見宮御記録目録」と称することとする。
- (17) 柳原家旧蔵本の「花園院御記」に収められている元徳元年記(光厳天皇御即位記)に関しては、史料編纂所本で当該箇所写本(請求番号二〇一一―一一三〇)を蔵している。両者を比べてみると、柳原家旧蔵本には元徳元年十一月二十九日から十二月二日の分があるのに対して、史料編纂所本にはそれがなかったり、柳原家旧蔵本には「御調度目録」が存していなかったりなど、書写されている部分に差異が見られ、両者が親子の関係にあったとは考えづらい。また柳原家旧蔵本の元徳元年記と、現在成巻されている「花園院宸記」(函架番号伏―五一九)巻三一とを比べてみると、「御元服御調度目録」の部分以外はほぼ一致する

ので、柳原家旧蔵本は当時伏見宮家にあった「花園院宸記」原本から、「御元服御調度目録」以外を書写した可能性が高いと思われる。一方、史料編纂所本は書写與書がなく、蔵書印も他の「伏見宮御記録」諸本は「帝国大学臨時編年史編纂掛」であるのに対し、「文科大学史料編纂掛」となっている。史料編纂所本と同じ元徳元年記を収める『宸記集』下（列聖全集編纂会、一九一七年）にはこの部分を「伏見宮家御記録以外也」とする注記が見えることから、史料編纂所本の元徳元年記がオリジナルの複本から書写されたものか否かについては、今後検討が必要と思われる。なお、当部における元徳元年記の成巻に関しては、八嶋正治『花園院宸記』成巻について（『日本歴史』五三七、一九九三年）を参照のこと。

(18) 岩壁義光「宮内省の事蹟調査と『孝明天皇紀』編纂」（『史潮』新六三、二〇〇八年）。

(19) 「明治十七年図書寮例規録」第一号図書寮職制卿ヨリ達ノ件（識別番号二六八三）。

(20) 「明治二十二年図書録」（識別番号乙二七三）、「明治二十三年図書録」（識別番号乙二七四）。以下、明治二十二年、同二十三年における伏見宮家の蔵書の借用に関しては同書による。

(21) 勢多が書写したとみられる「伏見宮御記録目録」が当部図書寮文庫（函架番号三五一一六八七）にもう一部蔵されている。詳細は別稿を参照していただきたいが、これらの目録は「伏見宮記録文書目録」や東京大学史料編纂所蔵の「伏見宮御記録目録」等に見られたような文書の書き出し部分の引用は省略された形になっている。

(22) 「日記（明治二十八年七月～十二月）」（伏見宮家本六五九）。

(23) 当部図書寮文庫に蔵されている「看聞御記」全二二冊（函架番号二五六―三八）にも書写本同様に「図書寮編修課」の印が捺されている。今後この本と伏見宮家に下賜された「看聞日記」の「謄写本」の関係を調査する必要がある。

(24) 「明治二十二年図書寮例規録」第三九号図書寮分課ヲ定メ大臣ヨリ達ノ件（内事課甲第六〇七号）（識別番号二六八三）。

(25) 私は本来伏見宮家では「元〇」毎にひとくくりとなっていたが、それが「伏見宮記録文書」では、例えば「花園院天皇宸記」のように、元一三と元一四が合綴（書写本一三）されるようなことが行なわれるとともに、全体で通し番号が付されたと考えている。

(26) 現在、図書寮文庫で整理・公開されている伏見宮旧蔵本のなかには、「伏見宮御記録」とみられるような本は存していない。『国書総目録』によれば、京都大学に「伏見宮御記録」（目録共八九冊。ただし『京都大学文学部日本史研究室所蔵和書目録』（二〇〇五年）では八一冊とある）、無窮会神習文庫に「伏見宮御記録目録」がそれぞれ蔵されているとある。いずれも今回実見することはできなかったが、前者に関しては、『京都大学文学部日本史研究室所蔵和書目録』を見る限り、全冊完備していないようなので、複本のオリジナルではなく、写本である可能性が高いように思われる。